

組合議会を傍聴される方へ

- 1 傍聴人の定数は、5人です。

- 2 次に該当する方は、傍聴席に入ることはできません。
 - (1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 他の者に著しく不快感、威圧感等を与える服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓等を持っている者
 - (6) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすと認められる者

- 3 傍聴席では、次の事項を遵守してください。
 - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 大声で話をするなど、騒ぎ立てないこと。
 - (3) 鉢巻、腕章等を着用するなど、示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、襟巻等を着用しないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) 理由もなく頻繁に席を離れないこと。
 - (7) CD又はMDのプレーヤー及びこれに類するもの、携帯電話、パーソナルコンピュータ、ポケットゲーム等の情報通信機器等の電源を切ること。
 - (8) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。
 - (9) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではありません。

- 4 傍聴人は、全て係員の指示に従ってください。

※ 傍聴人が傍聴規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、違反者を退場させることができます。